

(令和6年12月24日現在)

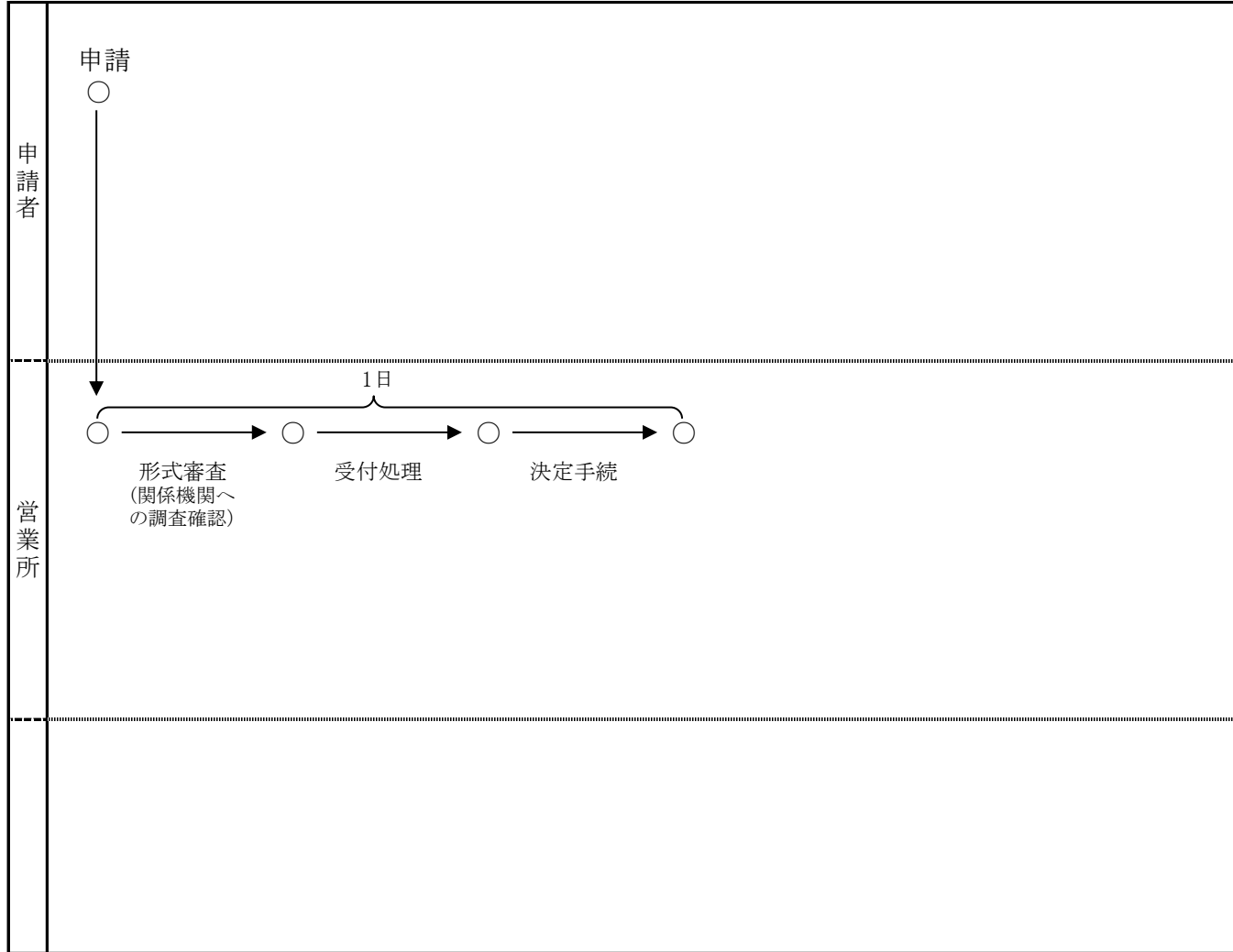
事務処理フロー図

事 務 名	料金の減免
根拠法令	東京都給水条例第30条第2項

作成部署 水道局サービス推進部業務課業務担当 電話5320－6427

標準処理期間計	1日
---------	----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項 目	説 明
1	形式審査	申請書の内容等を確認します。
	(関係機関への調査確認)	申請書に関係機関欄の記入がない場合又は受給を証明する書類の提示がない場合は、関係機関に連絡し受給の事実を確認させていただきます。
2	受付処理	受付処理を行います。
3	決定手続	所定の決定を行います。